

知立駅前暫定広場の管理及び使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、知立駅前暫定広場（以下「広場」という。）の管理及び使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(位置)

第2条 広場の位置は、知立駅周辺土地区画整理事業地内の別図に定める場所とする。

(広場の活用)

第3条 広場は、賑わいの創出及び地域の活性化を図り、市民又は市を訪れる人等の憩い及び交流の場として活用するものとする。

(使用に係る事業の認定)

第4条 イベント等を実施するため、広場の全部又は一部を専用して使用しようとする者は、別に定める知立駅前暫定広場を活用した賑わい創出事業実施要綱（令和8年4月1日制定。以下「賑わい要綱」という。）に基づき市長に事業の実施申請を行い、認定を受けなければならない。

(禁止行為)

第5条 広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第13号までに掲げる行為で、賑わい要綱により賑わい創出事業として認定を受けたものは、この限りでない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められること。
- (2) 施設を毀損し、汚損し、又は消失するおそれがあると認められること。
- (3) 騒音、臭気等近隣の迷惑となるおそれがあること。
- (4) 暴力行為その他他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (5) 政治的又は宗教的な活動を行うこと。
- (6) 法令等で禁止され、又は法令等に抵触するおそれのあること。
- (7) 周辺の店舗及び住宅に悪影響を与えること。
- (8) 物を放置し、又はごみを捨てること。
- (9) 無断で広告を掲示し、又は配布すること。
- (10) 知立駅周辺土地区画整理事業及び知立駅付近連続立体交差事業の実施に支障となること。
- (11) 専ら営利を目的として売買を行うこと。

(12) 車両等を乗り入れすること。

(13) 火気を使用すること。

(14) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると認められる行為をすること。

(損害賠償)

第6条 故意又は過失により広場の施設等を毀損し、汚損し、又は消失した者は、速やかに広場を原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

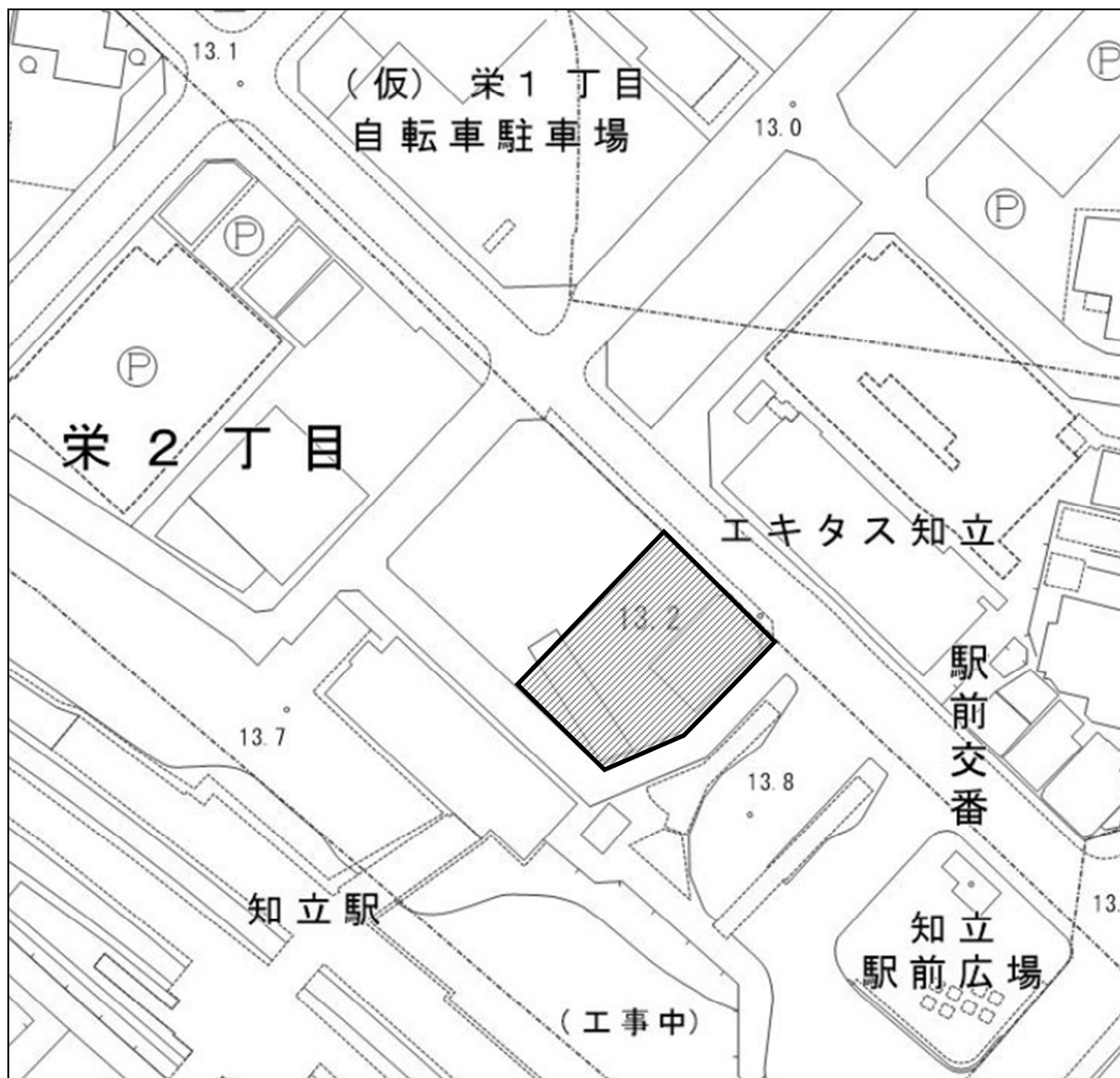
(その他)

第7条 この要綱に定めのないことは、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）



【凡例】



…知立駅前暫定広場